

耐震シェルター設置事業費補助金の対象世帯

1. 対象者

御浜町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 身体障害者手帳1級から3級、要介護認定3以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者が同居する世帯

2. 対象住宅

次の全ての要件を満たす住宅

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅（戸建住宅、アパート、長屋）で、階数が2階以下の住宅
- (2) 御浜町が実施する木造住宅耐震診断の結果、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等の評点が0.7未満と診断された住宅
- (3) 耐震シェルター設置事業費補助金の交付を受けていない住宅
- (4) 御浜町木造住宅耐震補強事業費補助金の交付を受けていない住宅

3. 対象となる耐震シェルター等

表面「対象となる耐震シェルター等一覧」参照・・・いずれも1階に設置

（地震発生時に、お住まいの住宅の倒壊から生命を守るための装置で、木質パネル等を設置して、一部屋を補強し安全な空間を確保するものと、金属製のフレーム等でベッドの上部を覆い、ベッド内の人間を保護し就寝中の安全等を確保するものがあります。）

4. 補助金の額

耐震シェルター等の設置に要する費用の3分の2の額（最高25万円）

三重県がモデル開発を行った三重県型「耐震シェルター」は、設置に要する費用の3分の2の額（最高40万円）

※耐震シェルター本体及びその設置に要する費用（設置のための床下工事等の付帯工事については対象外）が補助金の対象です。

5. 申請に必要な書類等

(1) 申請書

総務課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。

(2) 対象者であることを証明できる書類

世帯全員の住民票の写し、身体障害者手帳などのコピー

(3) 木造住宅耐震診断報告書（判定書）の写し

(4) 耐震シェルターの設置に要する経費の見積書等の写し

問い合わせ先

御浜町総務課行政係

TEL 05979-3-0505

FAX 05979-2-3502

御浜町耐震シェルター設置事業費補助金のご案内

地震による住宅の倒壊から高齢者等の生命を守るため、耐震シェルター等の設置に要する費用の一部を補助します。

【対象となる耐震シェルター】

(金額は参考価格です。詳細は業者にご確認ください。)

		
<p>名称：木質耐震シェルター 業者名：(株)一条工務店 本体及び施工費等：25万円 問合せ先：0120-422-231</p>	<p>名称：レスキュールーム 業者名：(有)ヤマニヤマショウ 本体及び施工費等：6帖をベースに300万円程度 問合せ先：053-442-2420</p>	<p>名称：鋼耐震 業者名：東武ボウサイ(株) 本体及び施工費等：6帖をベースに250万円程度(首都圏内の価格) 問合せ先：048-748-3838</p>
		
<p>名称：三重県型「耐震シェルター」 業者名：三重県木材協同組合連合会 本体及び施工費等：6帖タイプで55万円程度 問合せ先：059-228-4715</p>	<p>名称：ウッド・ラック 業者名：新光産業(株) 本体及び施工費等：50万円程度 問合せ先：0561-86-0591</p>	<p>名称：安心ベットの枠 業者名：フジワラ産業(株) 本体及び施工費等：48万円程度 問合せ先：06-6586-3388</p>
		
<p>名称：耐圧ルーム型シェルター 業者名：(株)ムネオ・エス・エス・エックス 販売代理：(有)エヌ・アイ・ピー 本体及び施工費等：50万円程度 問合せ先：03-3823-6220</p>	<p>名称：防災ベット 業者名：(株)ニッケン銅機 本体及び施工費等：30万円程度 問合せ先：0545-73-0652</p>	<p>名称：介護ベット用防災フレーム 業者名：(株)ニッケン銅機 本体及び施工費等：40万円程度 問合せ先：0545-73-0625</p>